

新検査制度施行に伴う

設計及び工事の計画申請に関する補助ボイラーの手続き区分について

2020年4月の新検査制度の運用開始に向け、改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新原子炉等規制法」という。）の施行並びに関連規則等の改正・施行を踏まえ、設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）として、以下の内容をプラント全体に適用できるようにする必要がある。

【設工認（プラント全体）の概要】

- ◆ 各施設の基本設計方針（使用前事業者検査に係る部分）
- ◆ 工事の方法
- ◆ 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

今回の手続きは、炉規則 別表第1の区分に従い「工事の方法の変更」に該当するものとして申請を行うものであり、これを踏まえると「その他発電用原子炉の附属施設(3)補助ボイラー」については届出申請に、それ以外の施設は認可申請に該当する。

一方で、設工認（プラント全体）の内容は、全施設共通的な内容であり、認可申請と届出申請ともに同一であるため、設工認の認可申請に伴う審査期間と届出に係る工事の開始制限期間との関係で、新検査制度への移行の時期に支障が生じることを懸念している。

よって、今回の補助ボイラーに係る手続きは、炉規則第9条の認可申請に盛り込み、設工認（プラント全体）として、全施設で一体的な審査を行っていただくことが良いと考えられることから、本件に係る措置を講じて頂きたい。